



海港都市長崎華商「泰昌号」の商業形態：「房租」、「簿書鞅掌」、「年納地租 保火險底」文書を事例として（〈特集〉海港都市国際学術シンポジウム「越境する人々とナショナリズム」）

川口，ひとみ

(Citation)

海港都市研究, 5:169-180

(Issue Date)

2010-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81002121>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002121>



海港都市長崎華商「泰昌号」の商業形態

——「房租」、「簿書鞅掌」、「年納地租 保火險底」文書を事例として——

川 口 ひ と み

(KAWAGUCHI Hitomi)

はじめに

日本における代表的海港都市といえば、函館・横浜・神戸・大阪・長崎であろう。最も中国に近く、長い歴史を有しているのが長崎であり、当時唯一の外国に開かれた海港都市であった。また、「長崎貿易は中国貿易」[大庭 2003：29]といわれるように、日本における華僑発祥の地として古くから華商が居住してきた。

唐人屋敷の時代は、幕府の管理の下、華商たちは自主的な貿易活動をおこなえなかった。貿易品は「新地蔵」へと運び込まれ、唐船頭と各種目利との間で両者が合意するまで値段交渉がおこなわれた。華商がかかわりをもつのは、この段階までであり、合意にいたれば荷物は長崎会所の手に移った。その後日本商人による入札がおこなわれ、落札商人に荷渡しされるといった流れであった [大庭 2001：112-113]。幕末になって、華商自身が自主的に商業活動ができるようになり、その基盤となる、商人の宿泊施設、商品を保管する倉庫、さらにそれらを売りさばくための店舗が必要となった。それらがどのように発展してきたのかを明らかにすることは、海港都市研究の重要な課題のひとつである。

倉庫を提供する業務を行棧業、商人の宿泊施設を提供する業務を客棧業という。それらはすでに唐代の邸店にその起源をみつけることができる。日本における行棧業、客棧業は、「川口華商特有のもの [大阪市産業部貿易課 1939：6]」といわれるように、大阪川口華商の商業形態として有名である。「行棧、客棧」という行商、客商のためのネットワークの中核業務は大阪川口華商以外にも存在したのではないだろうか。

幕末の長崎華商泰昌号と、1901年にその経営を引き継いだ泰益号は、約80年間にわたる「泰昌号・泰益号文書」と呼ばれる約10万件に及ぶ帳簿、書簡、蒐集品などの膨大な史料を現在に残している。この文書類を整理する機会を2005年に得た際、泰昌号時代の史料である「房租」、「簿書鞅掌」、「年納地租 保火險底」などを手に取る機会を得た。なかでも、「簿書鞅掌」はこの整理過程で新たに見出した文書である。これらの史料を使

用し、大阪だけでなく長崎においても商業活動を円滑におこなうシステムが存在したかどうかを考察する。

Ⅰ 行棧業、客棧業について

行棧業、客棧業の成り立ちについては、加藤繁が以下のように述べている。

倉庫は唐より以前には邸又は店と云われ、主として市の周囲に設けられ、市制崩壊の後、便宜の処に設けられた。宋代には、邸店の外、搨坊・堆垛場などと呼ばれ、明代でも搨坊の語が盛に用いられたが、清代になると行店・行棧・棧房・堆棧などと呼ばれた。倉庫は単独に営業され、若しくは旅館に依って兼営されたが、そのあるじは、唐宋では居停主人又は単に主人と呼ばれ、客商の荷物を預かるのみならず、荷主の委託を受けて自己名義に依って売却し、時としては反対に貨物を買入れ、日本でいうところの問屋の事をも行った。この頃、委託売買は、牙行も扱わなかったわけではないが、主として居停主人に依って行われたようである。降って清代になると、多くの場合、牙行が倉庫を兼営し、従って行店・行棧などという言葉も成立ち、同時に牙行が、一般に、仲介の外、委託売買をも掌るようになった [加藤 1994 : 97-98]。

また、松浦章も、口書に日本人漂流者が牙行らしい商人のことを「船宿謝順興」や「旅店」と呼んでいることが記されていることから、牙行は各地の客商を宿泊させるための宿屋業をも兼営していたと指摘している。また、漂流者が撫育を受けた所として多く見えるものに、牙行の「明家」があり、これは、宿屋業としての宿舎の一部か、あるいは輸出入貨物などを保管するための倉庫の一部であろうと述べている [松浦 2002 : 112-113]。

以上のことから、倉庫と宿屋の業務が表裏一体であり、それが唐代から清代に至るまで変化があまりなかったことがうかがえる。行棧業、客棧業のルーツとされる唐代邸店の研究については、日野開三郎の詳しい論考がある [日野 1992]。しかし、この研究では、外地の客商に向けた客棧業務と、在地の同業者に向けた行棧業務とが系統的に整理されていない。行棧は字義よりすれば、行は商、棧は倉庫と旅館の意である。行にはまた、同業という意もある。そして、客棧の「客」とは、異郷から当地にやってくることをあらわす。すなわち、両者の違いは、同郷・同業組合に重きをなせば「行棧」に、遠隔地商人を対象をおけば、「客棧」となる。

日野の研究から、行棧業務、客棧業務、行棧・客棧にまたがる業務の三パターンに分類すると、行棧業務に対応するものとしては、倉庫業、牙人と連携した取引者斡旋・商品の委託販売、自営取引などがある。客棧業務は、旅客の憩宿、彼等への食飲提供を主な業務とする。そのほか、宿泊客商の売買取引に対する助成活動として、牙人を通さない邸店内取引の立会いなども行われている。行棧・客棧にまたがる業務としては、交通運輸関係業、売買取引斡旋業、金融業などが挙げられる。外地の客商、在地の同業者のどちらにサービスの重点を置くかによって、行棧業務か客棧業務かに区分することができる。

1939年に大阪川口華商の詳細な調査がなされている〔大阪市産業部貿易課 1939〕。大阪川口華商の行棧とは、商人下宿を兼ねた貿易代理業者であること、その止宿客である出張華商に対し取引上の便宜を提供し、自身もまた、貿易業を営んでいたことが調査されている。また、「行棧」が貿易業務と総合的な業務をし、「客棧」が商人宿経営であるとされている。大阪川口華商の「行棧」は、唐代邸店の「行棧」業務と、「行棧・客棧にまたがる」業務とを併せ持った内容となっている。唐代邸店の主要顧客が、外地の客商であることにたいし、大阪川口華商では、行棧業主と同郷関係にあるものが多い。このことが、本来「行棧・客棧にまたがる」業務を、「行棧」業務に併合する結果になったと考えられる。

調査報告のなかで、行棧業、客棧業は「川口特有のもの〔大阪市産業部貿易課 1939：6〕とされている。内田直作も、大阪川口華商の行棧業について考察しているが、行棧業、客棧業が、大阪以外の華商たちによって営まれていたかという点に関しては言及していない〔内田 1998：30-32〕。山岡由佳も各地の華商を紹介するなかで、大阪川口華商について考察し、同著において「泰益號損益計算表」を作成しているが、泰益号の経営との類似性は見出していない〔山岡 1995：18-20〕。以下、「房租」、「簿書鞅掌」、「年納地租 保火險底」の帳簿史料から、大阪川口華商のみならず、長崎の泰昌号、泰益号もまた、行棧業、客棧業を営んでいたことを確認する。

Ⅱ 「簿書鞅掌」からみる泰昌号の業務

「簿書鞅掌」¹は、1891（辛卯）年に浯江（福建省晋江縣）出身の徳修という人物が、泰昌号の初期出資者黄信侯（黄禮鏞）の妻である傅氏が、夫の死亡後、泰昌号から株の配

1 薄黄色の薄手の紙に書かれ、虫食いが数箇所ある。全32葉、一葉16～18行、一行27～37文字で、縦28cm横16cm、字体は元の文書を忠実に書写しようとしたためか、文字の大小、文字数にばらつきがある。さらに文書ごとに段落分けがなされており、2005年に修復されている。〔川口、中村 2007：153-171〕に全文活字化したものを載せている。

当が来ないことを清国長崎理事府（領事館）に訴えたことから始まる訴訟文書を写したものである。1891（明治24、光緒17）年4月16日に訴訟がはじまってから、1892（明治25、光緒18）年2月28日に結審がなされるまでのすべての記録が書写されている。長崎という清国から見た外国で、清国中央から派遣された理事官が直接処理にあたっている様子がうかがえる文書であり、その背景には、日本と清国との間でとりかわされた「日清修好条規」の締結がある²。

この訴訟は、まず理事府が傳氏の泰昌号への告訴をうけ、泰昌号へ帳簿資料の提出を求めるところからはじまる。泰昌号が帳簿を提出し、理事府は取り調べと帳簿の計算を巡捕と長崎八閩（福建）幫、三江幫、廣東幫に指示し、八閩（福建）会所に皆を集め審議をさせている。紛失している帳簿もあったことから審議は難航したようである。結果、理事府は泰昌号側に、孤児と寡婦をあわれむ名目で2000元を与えなさいという裁断を出している。告訴から度重なる審議、そして裁断という流れである。この訴訟によって、おそらく泰昌号は証拠となる資料を保存する重要性に気づき、結果として、今日に膨大な史料が残る結果となったのではないだろうか。

「簿書鞅掌」には、泰昌号の業務内容を理事府に説明している箇所がいくつかみられる。まずNo.1B1-5 [川口、中村 2007 : 156] に、

先是同治二年，氏夫貿易長崎，與同鄉蕭、陳、沈及族中等七人股分，開泰昌和記行，立有合同議單，各執一紙為憑。今特照樣粘抄呈覽，合計資本壹萬圓。夫十之得四，後蕭用記半股、沈佛信一股，歸併五股半。名下泰昌，行事歸氏夫，秉公經理，獲利頗豐，由是廣屋房屋，增築碼頭，利益源源，股東悅服。

（まず同治二（1863）年、[傳]氏の夫は長崎で貿易をした。同郷の蕭、陳、沈及び一族の者等の七人と株を分けあい泰昌和記行を開き、合同の議単があり、各々一紙を執って証文とした。そのまま御覧入れますと、合計資本一万円。[傳氏の]夫は十分の四[股]を得、後に蕭用記が半股、沈佛信が一股、併せて五股半。泰昌の名の下に、事は[傳]氏の夫に帰し、公正の經理を司って、利を得ること豊か、これによって広く房屋を興し、埠頭を増築し、利益はとどまることを知らず、株主も悦んだ。）

2 「日清修好条規」は、日本と清国が正式国交を定めた通商航海条約である。明治維新後、日本が修好を求め、柳原前光の予備交渉を経て、1871年（明治4年、同治10年）7月29日に天津で伊達宗成全権が李鴻章と結んだ。日本文と清国文で記され、条規十八款、通商商程三三款と海関税則から構成される。各開港場に領事に相当する理事官を駐在させ、領事裁判権を認めるという相互主義に立っていた。

とあり、泰昌号の業務内容が、「自己貿易」、「不動産の管理」、「埠頭の増設・運用」であったことが記されている。黄信侯（黄禮鏞）逝去後、泰昌号が赤字となり皆で出資しあった経緯を記している、『簿書鞅掌』No.6B6 [川口、中村 2007 : 159] には、

祇念泰昌係多年客號，不忍弃之。

（ただおもうに泰昌は多年の客號に係り、これを棄つるに忍びない。）

とあり、客號（客 [棧] 號）すなわち、客棧業務を行っていたと明記している。

さらに「簿書鞅掌」No.19A4-5 [川口、中村 2007 : 165] には、

房産及棧房、市房数次除該經手吞噬不計外，已有三萬数千餘元。

（不動産及び倉庫、店舗は、これまでの経営者の横領を除いてもなお三万数千余元保有している。）

とあり、泰昌号が不動産、倉庫、店舗も保有していることが確認できた。

江戸時代では、徳川幕府が商人宿、倉庫、貿易品管理を制度的に管理していた。いわば、幕府が「邸店」の機能を管理・代行していたのである。その制度が瓦解し、唐人屋敷内で福建幫が集う媽祖廟が改められ「八閩会館」として組織され、その福建幫の総代を「泰昌号」務めた。泰昌号は、一般の商社ではなく、福建会館・福建同郷会の主幹事の商社として社会的な役割が期待されていた。これは、1875（明治8）年5月14日、泰昌号が倉庫として賃貸していた新地の国有地を明治政府が払い下げていることからもうかがうことができる [中村 2005 : 27-28]。実際に地図からも泰昌号が不動産を所有していたことが確認できる。1907（明治40）年頃酒屋町で発見されたという地図には、泰昌号という文字が読み取れる（図1）。

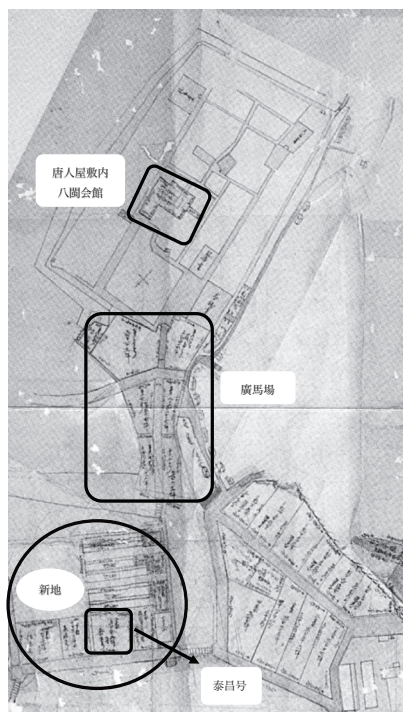


図1 「外国人居留地地割図」

[長崎県立長崎図書館 2004：付図] に著者加筆

中村哲夫は、明治政府からの国有地払い下げは、日本産の物産を輸出する委託業務を推進させる狙いがあったとし、日本産の緑茶が、泰昌号から輸出された事実を現存する帳簿で確認している [中村 2005：27]。さらに、重藤威夫『長崎居留地と外国商人』のなかに記載されている、1868（明治元）年に泰昌号が管理する住宅の一部が大浦の外国人居留地に滞在する商人の宿として存在していたことが確認できる史料をとりあげ、「モンサイ」なる人物が遊女の菊園を身請けし、菊園と共に帰国したところ、筑後屋が菊園の身請け金が未払いなので、その補償金を求め、泰昌号が家主としてその紛争に巻き込まれ、最終的には日本側との間で、円満な解決を得たという [中村 2005：28]。この事件は、日本側と華商との中間的な交渉・調停の力がみられ、泰昌号が行棧業、客棧業を営んでいたからこそ起きた一件であったといえる。

大阪川口華商の客棧業は「商人宿経営」であり、行棧業は「商人下宿を兼ねた貿易代理業者、その止宿客である出張華商に対し取引上の便宜を提供し、自身もまた、貿易業を営んでいた」と調査されていることは先に述べたが、以上の史料により、明治政府から土地を払い下げられた長崎華商泰昌号もまた、大阪川口華商と同様に自己貿易と委託貿易をおこない、商人に倉庫、宿、店舗を提供し、さらに止宿客に対する保証人の役割も担っていたことが判明した。

て元となっている。ひと月の家賃が書かれた下に、実際の帳簿には集金月と思われる月が書かれ、月の上に印が途中の月まで押されている。月の上に押された印は、集金時に押されたものと思われるが、なぜ途中で押されていないのかということについては、現段階では不明である。別の帳簿へ新たに書き直された可能性もある。

次に、この 1900 年の収入・支出の部をみる。

表 2

光緒二十六（1900）年 明治三十三年 泰鋁號	
營業所得稅	3000 円
本號収房租	2370 円
共	5370 円

完地稅 地基租	134 円 66 錢
修理房屋	600 円
辛金	1532 円
筆墨	300 円
保火險	286 円 60 錢
共	2853.26 元
対除外業稅応得金	2803 円 34 角 2516.74 元

泰鋁震記「房租」1900（庚子）年より筆者作成

表 3

光緒二十六（1900）年 明治三十三年 幼記	
共金	1700 元
修理房棧 併納地 稅	198 円 30 錢
保火險	43 円 50.75 元
共	249.05 元

除外応納業稅金	1450.5 元
---------	----------

泰鋁震記「房租」1900（庚子）年より筆者作成

表 2 の「対除外業稅応得金」2516.74 元は収入の「共」5370 円から、支出の「共」2853.26 元を引いた数字となっていることから、泰昌号の利益であることがわかる。「円」と「元」の表記だけでなく、表 2 の「対除外業稅応得金」に至っては「2803 円 34 角」となっており「錢」と「角」の表記すら混用されている。表記は異なるものの、収入（「共」5370 円）－支出（「共」2853.26 元）＝収益（「対除外業稅応得金」2803 円 34 角）の計算は一致する。また、表 2 の「対除外業稅応得金」の「2803 円 34 角」、表 3 の「保火險」の「43 円」など、同項目に二種類の金額が記され、全体の計算と合わない不明な金額もある。「營業所得稅」とは、借りている側が營業収益におうじて払う家賃、「本號収房租」とは月々の決められた家賃であると考えられる。

「房租」では次に、「幼記」という独立した決算単位がきている（表 3）。「幼記」の収入には、「營業所得稅」は含まれず、「収房租」のみが記載されている。収入の「共金」1700 元から支出の「共」249.05 元を引いた金額が「除外応納業稅金」であり、1450.95 元となるはずであるが、1450.5 元となっている。また、「保火險」という項目がある。火災保険は、資産を保全するためかけられるものである。このことから、これらの不動産を、泰昌号、

泰益号が固定資産として保有していたことが再度裏づけられ、「年納地租 保火陰底」⁴という独立した帳簿も存在し、「神戸海上保険」、「東京保険会社」などの保険を利用していたことがわかる。「対除外業税応得金」と「除外応納業税金」の違い、「幼記」が何を指す

のかという点については今後の課題である。

表 4

所有地	商号	一月
廣馬場	徳昌義	12.5 元
	竹馬	12 元
	道三	10 元
	福成館	8 元
	蔡金海	8 元
新地十三番	承記	8 元
	贈記	9 元
	福泰	8 元
	義森	9 元
	茂隆	15 元
	振泰	8 元
	裕和	15 元
	東源	8 元
	震豊	8 元
	伊藤	5 元
	内田	3 元
	振泰棧	5 元
	生泰	13 元
	瑞營	3 元
	浦田	4 元
	平川	4 元
	源昌	22 元
毎月		197.5 元
十一金年二周月 共租金		2370 元

泰鋁震記「房租」1900（庚子）年
より筆者作成

表 4 にひと月の房租を記す。毎月の 197.5 元に、この年は閏月が入らないため、十二ヶ月の支払いとなり、一年間の房租の合計は 2370 元であった。（表 4）。「営業所得税」と「収房租」が収入の部の項目にあたる。その収入項目の合計金額が、共金である（表 5）。

支出の部としては、賃貸料を回収する際の委託手数料としての辛金、公租類、通信費、文具費、家屋の修理費などがある。その合計が 3452.841 元である。表 2 と同じく、「除外当応得金」とは、収入合計から支出合計を引いた数字である（表 5）。

最後の葉にあった決算書を転写し表 6 を作成した（表 6）。これは、表 3 の「幼記」と同様の記入様式である。「除實応得納金」902.932 元もまた、収入である「収房租」1700 円から支出合計である「共」797.068 元を引いた数字である。

表 5

明治三十四（1901）年
光緒二十七年

営業所得税	2500 円
収房租	2370 円
共金	4870 元

辛金 副食	1650 円
市税 業税 等	294 円 18 銭 1 厘
電話 154 電信 200	354 円
帳簿 筆墨	320 円
修理 房屋	700 円
納地基租	134 円 66 銭
共金	3452.841 元

除外当応得金	1417.159 元
--------	------------

泰鋁震記「房租」庚子（1900）年より作成。

表 6

明治三十四（1901）年
光緒二十七年

収房租	1700 円
-----	--------

市税 業税	48 円 76 銭 8 厘
納地基租	98 円 30 銭
修理房屋	350 円
辛金 人費用	300 円
共	797.068 元

除實応得納金	902.932 元
--------	-----------

泰鋁震記「房租」庚子（1900）年より作成。

4 泰鋁震記 泰益號 「年納地租 保火陰底」1901（辛丑）年。[川口 2007：47-62] に全文を活字化したものを載せている。

泰昌号は、「房租」の帳簿史料からうかがえるように、不動産の管理業務をしていた。「房租」をみると、「業記」という項目にまず目が行く。「房租」のほかにも、泰昌（鋁）震記『各項総登』⁵の一号と三十号に「業記」の項目がみられる。山岡由佳は、泰昌号の流れをくむ泰益号の「業記」について、「陳氏一族の財産運営収支の勘定口座である」と述べている〔山岡 1995：97〕。しかしこれでは、「業記」自体がどのような意味をもっているのか理解し難い。

ではそれをどのように理解すればよいかというと、「業」とは、清代における民法上の財産権である〔李 2005：131-142〕。それにしたがえば「業記」とは、民法上の不動産の財産権をさす語となる。この業記には、固定資産賃貸・火災保険にかんする収支が記載されている。すなわち、「業記」とは、「不動産管理帳簿」を指す語といえる。

「年納地租 保火險底」には、泰昌号から泰益号にまたがって、火災保険をかけている不動産一覧が載せられている。「房租」で確認できる、廣馬場六番、廣馬場十二番、新地十三番、新地十五番、新地三十二番がこの泰益号時の不動産記録の中に記載されており、これらの史料から、泰昌号の不動産が泰益号に引き継がれていることが判明した。

おわりに

行棧業、客棧業は、「川口華商特有のもの」といわれるように、大阪川口華商の商業形態として有名である。しかし、今回取り上げた「房租」、「簿書鞅掌」、「年納地租 保火險底」史料によって、行棧業、客棧業のシステムが長崎においても確立された姿がみられた。この確立されたシステムによって、華商は商業活動を円滑におこなえたのである。それは、現地の有力華商が来崎した華商たちの保証人となることや営業拠点としての店舗や倉庫、さらには居住スペースを提供するものであった。

長崎華商は、唐人屋敷の時代より日本の町衆と深い交際関係があった。「房租」に記載されている物件の賃借人に日本人の名義がいくつかみられることから、泰昌号は明治期からの日本の法体系に照応した不動産管理を業務とする方向へ進化していたことをうかがわせる。江戸時代では、徳川幕府が商人宿、倉庫、貿易品管理を制度的に管理していた。いわば、幕府が「邸店」の機能を管理・代行していたのである。その制度が瓦解した結果、それらの機能の受け皿として期待をうけた泰昌号は、福建幫の総代を務めるとともに、明

5 泰昌（鋁）震記『各項総登』、1900（庚子）年。

治政府から国有地を払い下げられるという結果となったのである。

許淑真は、大阪川口華商の行棧業について「組織・業務等すべて本国にある同業の客棧商法を踏襲した不成文律の商習慣によるもの〔許 2004：173〕」であるという。長崎華商泰昌号もまた、この中国の伝統的商習慣とつながっているのではないだろうか。長崎においても、唐代「邸店」業務の清末的な形態である「行棧、客棧」という行商、客商のためのネットワークの中核業務を見直さなければならない。さらには、華商が住む日本開港都市に共通にみられる業務形態とはいえないだろうか。

参考文献

- 内田直作 1998『日本華僑社会の研究』アジア学叢書 48, 大空社．
- 大阪市産業部貿易課編 1939『事變下の川口華商』産業部調査資料第十三輯．
- 大庭脩 2001『漂着船物語—江戸時代の日中交流—』岩波新書．
- 大庭脩 2003『日中交流史話 江戸時代の日中関係を読む』燃焼社．
- 加藤繁 1944『支那經濟史概説』弘文堂．
- 川口ひとみ 2007「行棧業・客棧業としての泰昌号」中村哲夫編『華僑商号「泰益号文書」に基づく神戸華僑の歴史研究』私立大学教育研究高度化推進特別補助, 31-62.
- 川口ひとみ、中村哲夫 2007『『簿書鞅掌』』中村哲夫編『華僑商号「泰益号文書」に基づく神戸華僑の歴史研究』私立大学教育研究高度化推進特別補助, 153-171.
- 許淑真 2004「大阪の華僑」神戸華僑華人研究会『神戸と華僑—この 150 年の歩み—』のじぎく文庫．
- 神戸華僑華人研究会 2004『神戸と華僑—この 150 年の歩み—』のじぎく文庫．
- 神戸市立博物館 1999『神戸・横浜“開化物語”図録』神戸市立博物館．
- 重籐威夫 1967『長崎居留地と外国商人』風間書房．
- 朱徳蘭 1997『長崎華商貿易の史的研究』芙蓉書房出版．
- 中村哲夫 2005「＜長崎・乍浦＞システムから＜上海・神戸＞システムへ」王柯編『「阪神華僑の国際ネットワークに関する研究」研究成果報告書』科学研究補助金基盤研究(A)(1), 興文社．
- 中村哲夫編 2007『華僑商号「泰益号文書」に基づく神戸華僑の歴史研究』私立大学教育研究高度化推進特別補助．
- 長崎華僑研究会 1985『長崎華商泰益號関係資料・第一輯』長崎華僑研究会．

- 長崎華僑研究会 1986 『長崎華商泰益號関係資料・第二輯』長崎華僑研究会．
- 長崎華僑研究会 1987 『長崎華僑史稿（史・資料編）・第三輯』長崎市立博物館．
- 長崎華僑研究会 1988 『続・長崎華僑史稿（史・資料編）・第四輯』長崎華僑研究会．
- 長崎華僑研究会 1989 『長崎華僑と日中文化交流・第五輯』長崎華僑研究会事務局．
- 長崎華僑研究会 1990 『長崎華商泰益號関係書簡目録・第六輯』長崎華僑研究会．
- 長崎県立長崎図書館 2005 『幕末明治期における長崎居留地外国人名簿Ⅲ』長崎県立長崎図書館．
- 根岸佶 1943 『商事に関する慣行調査報告書—合股の研究—』資料甲第二十三號 C．
- 日野開三郎 1992 『東洋史学論集—唐代店邸の研究—』17, 三一書房．
- 日野開三郎 1992 『東洋史学論集—続唐代店邸の研究—』18, 三一書房．
- 松浦章 2002 『清代海外貿易史の研究』朋友書店．
- 山岡由佳 1995 『長崎華商経営の史的研究』ミネルヴァ書房．
- 李力 2005 「清代民法語境中“業”的表達及其意義」『歴史研究』4：131-142．
- 廖赤陽 2000 『長崎華商と東アジア交易網の形成』汲古書院．

（神戸大学大学院人文学研究科）